

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 質疑応答集（改定版） 新旧対照表

該当頁	変更箇所	改定案	現 行
目次 2	II-4 排出事業者の講ずべき措置	問 1 県外（この条例が適用されない長野市及び松本市の区域を含む。以下同じ。）で産業廃棄物を排出する者はこの条例でいう「排出事業者」となるか。	問 1 県外（この条例が適用されない長野市の区域を含む。以下同じ。）で産業廃棄物を排出する者はこの条例でいう「排出事業者」となるか。
本文 1	I 事業者の責務	答 1 県の区域内（この条例が適用されない長野市及び松本市の区域を除く。）で事業活動をしている者をいう。すなわち、廃棄物処理業者だけでなく、産業廃棄物を排出する事業者を含む。	答 1 県の区域内（この条例が適用されない長野市の区域を除く。）で事業活動をしている者をいう。すなわち、廃棄物処理業者だけでなく、産業廃棄物を排出する事業者を含む。
本文 8	II-4 排出事業者の講ずべき措置	問 1 県外（この条例が適用されない長野市及び松本市の区域を含む。以下同じ。）で産業廃棄物を排出する者はこの条例でいう「排出事業者」となるか。	問 1 県外（この条例が適用されない長野市の区域を含む。以下同じ。）で産業廃棄物を排出する者はこの条例でいう「排出事業者」となるか。
本文 15	VI-1-1 周辺地域等について	答 5 県外には条例自体が適用されないため、条例で定める周辺地域の範囲は県外（長野市及び松本市を含む。）に及ばない。	答 5 県外には条例自体が適用されないため、条例で定める周辺地域の範囲は県外（長野市を含む。）に及ばない。